

「古代・中世の呉」年表（稿）

下向井 龍彦

緒言

本年表は、古代・中世の呉市域に関する政治史的事項を整理したものである。

古代・中世の呉市域を対象とする地域史研究はきわめて乏しく、「古代・中世の呉」は、まだまだ神話的なヴェールにつつまれているといっても過言ではない。市民の間でも、地元で伝えられてきた地名起源伝承や伝説がそのまま鵜呑みにされているのが現状であろうと思われる。郷土学習の教材を集められる小学校の先生方や、課題を与えられた児童生徒たちは、郷土のルーツを本気で調べようとすればするほど、明治以前のことかほとんど何もわかっていないことに気が付き、もどかしく感じた経験をお持ちのことであろう。中学時代の筆者もまた、同じ体験をした。

軍港都市として出発した呉の市民の大多数にとって、呉と

自分たちとの関わりが、近代に始まることはいうまでもない。その意味で、呉の歴史は、近代から始まるといってもよいのかもしれない。近代以前の呉は、自分たちとは縁もゆかりもない世界なのである。明治以前の呉の歴史が神話的伝説的レベルに放置されてきた理由は、一つには、このような呉市民の歴史意識とも関係している、というのは言い過ぎであろうか。

さいわいに、『広島県史』が刊行され、通史編を読めば安芸地域全体の古代・中世の動向を具体的につかむことができようになり、また『広島県史』古代・中世資料編Ⅰ～Ⅵによって『萩藩閥閥録』、『大日本古文書』の「毛利家文書」「小早川家文書」などを加えて、呉に関する記述を含む史料を拾い出すこともはるかに容易になった。「古代・中世の呉」の地域史を研究する条件は、以前とは比較にならないほど整えられているのである。筆者はこれにくわえて、『角川日本地名大辞典 広島県』の執筆に参加し、主として角川財団が作

成した地名カードによりながら、呉地域の古代・中世の地名のいくつかを執筆する機会を得た。そのときのカード情報は、断片的な史料にたよらざるをえない呉の地域史を研究するうえできわめて貴重なものであった。その後の筆者の呉地域研究は、このときのカード情報に依拠するところが大きい。

本年表もまた同じである。本年表は、呉の地域史に関心を持っておられる方々の参考資料になればと思ひ、これまで筆者が眼にすることのできた史料から得た知見を、年表風に並べてみたにすぎない。この年表で、とくに問題が多いと思われるのは、室町・戦国期の部分である。書状形式の中世文書は一般に年号を欠いている。したがってある文書が出された年代を決定するためには、公知の事実と他の関連文書によって推論せざるをえない。個々の事項の年代比定の根拠を示す余裕はないが、筆者の力量不足から、年代比定、内容理解など誤りは多々あるうと思ふ。(稿)としたのはそのためであり、読者諸賢の御叱正を仰いで、今後補正していく所存である。

なお、本年表は、呉市史編纂室編『呉の歩み』年表(呉市史編纂室作成)に筆者が追加した政治的事項に若干の補訂を加え典拠を添えたものである。

※「中世の呉」(館報いりふね山)創刊号 一九八六年二月)

「石清水八幡宮寺領安芸国呉保の成立」(芸備地方史研究)一六六・一六七号 一九八九年一月)

「呉のあけぼの・中世の動乱と呉衆」(呉市史編纂室『呉の歩み』

一九八九年四月)
「古代・中世の倉橋島」(広島県文化財ニュース)一二三号 一九八九年一月)

年 代	事 項 と 典 拠
六世紀頃?	呉地域を含む安芸国沿海地域に「海部」が置かれる。 (藤原宮出土木簡概報)四所収木簡から推定)
七世紀後半	律令地方行政制度(国一郡一里制)の整備にともない、呉地域に安芸郡(評)海里(呉湾沿海地域と島嶺部)・「フナキ」里(灰ヶ峯山麓)と賀茂郡(評)「カツ」里(広湾沿海地域か?)が置かれる。(和名類聚抄)から推定)
八世紀初頭	海里の公民倉橋部某、調塩三斗を貢進。(藤原宮出土木簡概報)四)
靈龜元年 (七一五)	里から郷への改称(その二年前の和銅六年に郡郷名の好字への改字令)により「海里」は「安瀟郷」と改称され、また「舟木郷」・「香津郷」と改称される。 (和名類聚抄)から推定)
七〜八世紀	安芸国に遣唐使船の建造が命じられる。「舟木郷」柚人が切りだした樽(くれ)を素材に「安瀟郷」海民が造船を担当したのか?(『日本書紀』推古十六年是年条、白雉元年是歳条、『続日本紀』天平十八年十月九日条、天平宝字五年十月十日条、宝龜二年十一月一日条、同六年六月十九日条)
一〇〜一一	安瀟郷・舟木郷・養濃郷などの律令制的郷制が解体し

世紀

吳浦・矢野浦・江田島・波多見島・倉橋島・蒲刈島などの浦・島が国衙領の行政に徴税領域となる。(和名抄郷と後述の安摩荘の内部構成から推定)

一 二世紀末
二 二世紀初
吳浦の開発領主吳氏、吳浦の未開地を開発して「吳別符」とし、雑公事部分を石清水八幡宮に寄進する(官物)本年貢は国衙に進納。(石清水文書保元三年十二月三日官宣旨『広島県史』Vから推定)

天永年間
〔一一三〇〕
〔一一三三〕
鳥羽法皇の「勅」により、波多見島・江田島・吳浦・矢野浦などが安摩荘として立荘される。皇室領安摩荘吳浦と石清水八幡宮領吳別符の並存。(新出敵島文書嘉禎三年三月日安摩荘莊官等申状『広島県史』IIから推定)

長承元年
〔一一三三〕
鳥羽法皇、安摩荘本年貢を高野山に寄進。吳浦の收取關係は、浦方雜公事II鳥羽院、別符方雜公事II石清水八幡宮、浦方・別符方本年貢II高野山となる。(高野山文書又統宝簡集高野山檢校帳『広島県史』V)

保元三年
〔一一五八〕
石清水八幡宮寺別当による宮寺領莊園の一括支配を認める。「官宣旨」(石清水文書)のなかに「吳別符」がみえる。(前出)

永曆元年
〔一一六〇〕
これ以前高野山が訴えていた安摩荘吳浦問題(石清水八幡宮による本年貢の押領だろう)について、美福門院(鳥羽院のち安摩荘の本家)が令旨で回答。このうち、吳は、石清水八幡宮寺領吳保に一元化される。

(高野山文書宝簡集二五永曆元年六月二十八日美福門院令旨『広島県史』Vから推定)

一 二世紀後半
平清盛、瀬戸内海上交通掌握の一環として、音戸の瀬戸に「警固屋」を設置、通航規制を行なう?

元曆元年
〔一一八四〕
正月
石清水八幡宮寺領莊園に対する源氏軍の乱行・兵糧徴収停止を命ずる源頼朝下文に「吳保」が登場。(石清水文書元曆二年正月九日頼朝下文『広島県史』V)

天福元年
〔一一三三〕
二月
吳保の莊官吳左近左衛門尉実賢、妻能美莊公文中村吉平女を介して能美莊公文職の奪取を企てる。(嘉禎四年九月二十六日藤原資経家政所下文『萩藩閩閩録』卷七〇能美三郎左衛門、『譜録』所収「能美氏略係」から推定)

一 四世紀前半
このころまでに石清水八幡宮は吳保の領有権を失う。南北朝期、東西条とともに大内氏分國となる。(『平賀家文書』二四三号大永三年八月十日安芸東西条所々知行注文から推定)

正平二三年
〔一一三六八〕
六月
河野通直の伊予帰還にさいし、伊予衆の二神・南方氏が吳から馳せ参す。(このころ伊予衆の芸南沿海・島嶼部への北上・定着が進む)(『予章記』)

康成元年
〔一一三八九〕
三月
足利義満の敵島参詣のさい多賀谷某が音戸の瀬戸に来て、大内義弘遅参の由を伝える。(『鹿苑院殿敵島詣記』康成元年三月十日条『県史』I)

文安三年
〔一四四六〕
二月
「吳宮原」なる人物、敵島社に金泥法華経を寄進す。(野坂文書三七三三三号『広島県史』III)

同年四年
〔一四四七〕
武田氏・大内氏の抗争のなかで、細川氏の支持を得た武田氏、安南郡南部方面に出兵。大内氏、防長石の軍勢を動員、矢野・倉橋に出兵し、武田軍を駆逐する。

〔三田家文書卷十九〕

寛正二年
〔一四六一〕
六月
大内氏が制定した山口へ分國所々間の行程に「吳島五日請文十五日」とみえる。(大内氏提書『広島県史』)

応仁元年
〔一四六八〕
四月
大内政弘の使節杉重隆・仁保弘有、波多見島をめぐる竹原小早川・野間両氏の紛争調停のため呉に到着、小早川弘景に書状を出し、矢野に向かう。(小早川家文書『三九七号』)

同年七月
吳・警固屋・能美・倉橋の海賊衆、西軍についた大内氏上洛軍の先陣を勤める。(経覚私要抄) 応仁元年七月三日条『広島県史』I)

文明一〇年
〔一四七八〕
一〇月
「吳・蒲刈・能美三ヶ島衆、大内氏の豊前花尾城攻略に参加。この時期の合戦の行賞で、吳衆山本氏は豊前仲津郡に三石五斗、警固屋掃部助忠秀は、筑前穂波郡に一〇石地、嘉摩郡に八町五反地と一〇石地を与えられた。(『正任記』文明十年十月三日条『大日本史料』八編十卷その他)

同年

「三ヶ島割り書き船衆」、大内政弘の命を受け、河野通春支援のため伊予渡海。(『正任記』文明十年十月二十六日条『大日本史料』八編十卷)

長享元年
〔一四八七〕
十一月

沼田小早川敬平、国貞敬國らに瀬戸城を攻略させる。(『萩藩閥閥録』国貞平左衛門一七号)

大永三年
〔一五二三〕
出雲の尼子経久、安芸に侵入、東西条鏡山城を落とす、安芸の諸豪族を従える。野間氏、尼子方に立ち、呉を占拠。(乃美文書正写五号ノ七号『広島県史』Vより)

同年八月

平賀氏が尼子氏に提出した東西条所々知行注文に、「仁賀田河尻七十五貫割り書き」「広浦百廿五貫呉衆諸給人知行」「吳津(西条之外)三百貫」の記載がみえる。(前出)

同年八月

竹原小早川弘平、瀬戸城の乃美兵部少輔に「警固屋辺」の警戒を厳にすることを命ず。(乃美文書正写一八号『広島県史』V)

同年九月

弘中武長率いる大内水軍、廿日市・能美・江田島・警固屋を襲撃。(『譜録』山中八郎兵衛種房『広島県史』V)

同四年

大内義興の命により、小早川弘平、波多見島半分と一城を野間氏に割譲。尼子側に走った野間氏を味方に引き戻すためか。(『小早川家文書』四〇九・四二二号)

六月

同年六月

小早川弘平、大内義興の命を受け、乃美備前守に多賀谷右馬助・能美兵庫助・長浜・楡垣大四郎神兵衛および弘平各一艘を神領方面へ派遣させる。(乃美文書正写一二号『広島県史』V)

同五年

陶興房率いる大内軍、矢野城の野間氏を攻撃。相呼応して瀬戸城の乃美備前守、呉衆とともに「吳千東要害」を構築し、呉の地下に放火。(乃美文書正写五号ノ七号『広島県史』V)

四月

同年六月

野間彦四郎、蒲刈多賀谷武重を介して大内氏に降伏。(『萩藩閥閥録』多賀谷久兵衛一四号)

同年二月 小早川弘平、波多見島瀬戸城を野間方から奪回。〔小早川文書〕四二〇〜四二二号〕

天文三年 (一五三三) 亀山神社炎上。〔芸藩通志〕

同一〇年 〔吳衆警固屋小次郎〕、郡山合戦に大内氏の毛利救援軍の一翼小早川興景軍の一員として参加し、負傷。〔小早川家文書〕四二九号〕

同一二年 (一五四二) 山本房勝、伊予で敵船と戦い、伊予衆の船一艘を切り取る。〔萩藩閩閩録〕浦圖書家来山本宇兵衛四号〕

同一四年 (一五四四) 山本房勝、大内義興から周防国玖珂郡楊井庄六四石七斗、安芸国広浦三石、同国呉保二一貫余、豊前国仲津郡内三石五斗を安堵される。〔萩藩閩閩録〕浦圖書家来山本宇兵衛三号〕

七月 山本房勝、岡入兼長とともに亀山神社再建。〔芸藩通志〕

同一七年 (一五四八) 山本四郎賢勝、父房勝の跡を相続。〔萩藩閩閩録〕浦圖書家来山本宇兵衛五号〕

同一二年 (一五五三) 三月 山本氏ら呉衆、毛利氏に人質を出す。〔譜録〕白井友之進五号〕

同三年 (一五五四) 同年七月 山本四郎賢勝、「吳惣衆中」を率いて人質を捨て描き大内Ⅱ陶方に復帰。〔同上〕、〔萩藩閩閩録〕浦圖書家来山本宇兵衛六号〕

同年八月 小早川隆景、呉地方を接収、呉・瀬戸に要害建設。瀬

戸城番乃美宗勝、呉城番末永常陸介景盛(?)を配置。〔小早川家文書〕付録浦家文書三一号〕

同年一〇月 小早川隆景、呉衆の槍垣・警固屋・山本氏が知行していた広浦のうち百貫を金山右京進に与える。〔萩藩閩閩録〕金山清兵衛九号〕

同年一〇月 白井越中守賢胤、大内氏「警固奉行入」(大内水軍総司令官)に任命され、山本賢房以下呉衆は白井氏指揮下に入る。〔白井文書一〇号〕『広島県史』V〕

同一四年 (一五五五) 正月(弘治元年) 白井賢胤指揮下の大内Ⅱ陶水軍、広島湾岸各地を襲撃、敵船を切り取る。〔白井文書一一・一二号〕『広島県史』V〕

同年二月 小早川隆景、槍垣淡路守跡広浦五貫文を木原源右衛門に与える。〔三原史稿〕卷五天文二四年二月二九日広浦坪付〕

同年三月 白井賢胤指揮下の大内水軍、呉浦で敵船一艘を切り取る。〔白井文書一三号〕『広島県史』V〕

同 白井・野間連合軍、仁保・海田で毛利方阿曾沼軍と戦い、敗れる。〔白井文書一四号〕『広島県史』V〕

同年四月 毛利軍、矢野保木城を攻め、野間隆実降伏。

同年七月 山本賢勝、「連々勤功」「乗船以下之馳走」により、大内義長から感状を賜わる。〔萩藩閩閩録〕浦圖書家来山本宇兵衛六号〕

同年八月 白井賢胤指揮下の大内水軍、倉橋多賀谷氏支援に失敗。大敗を喫し、多賀谷氏滅亡。〔白井文書七号〕『広

島県史(Ⅴ)

同年一〇月

岐島合戦、陶晴賢敗死。

同年二月

吉川元春、旧野間領吉浦を知行、野間旧臣末永弥六左衛門に与える。(『吉川家文書』四五七号、岩国徴古館文書末永兵八二号『広島県史』Ⅴ)

弘治二年
(一五五六)
一〇月

山本賢勝、大内義長から左近将監に推挙される。(『萩藩閥閥録』浦圖書家来山本宇兵衛七号)

同三年
(一五五七)
四月

大内義長・内藤隆世、長府勝山で自刃、「警固屋と云ふ者」が隆世を介錯する。(『陰徳太平記』)

同四年

(一五五八)
四月

小早川隆景、呉保のうち宮原・室瀬五貫文を木村五郎右衛門に与える。(『芸備郡中土筋者書出』所収文書二〇号『広島県史』Ⅳ)

永禄二年
(一五六一)
閏五月

吉浦の住人、吉川元春に従い、筑前立花城攻撃に参加。(『吉川家文書』五一三号)

同一年
(一五七〇)

旧呉衆「警固屋市介」、毛利氏の尼子攻略において、牛尾要害攻めの阿曾沼軍として従軍。(『毛利家文書』三七四号)

天正二年
(一五七四)
二月

小早川隆景、呉保五名のうち五〇貫文を岡就栄に与える。(『萩藩閥閥録』岡与三左衛門九号)

同年

警固屋堀城の宮原隼人助勝実、岐島神社の回廊一間を寄進する。(同七・九・一〇年にも寄進) (大願時文書三一八号『広島県史』Ⅲ)

同三年
(一五七五)

呉の末永景道、仁方の白井縫殿助ら、小早川水軍として石山合戦に参加。このとき、白井縫殿助は戦死したと伝えられる。

同一年
(一五九〇)
正月

乃美景継、呉の給地に替えて「佐東五ヶ之内」を所望する。(『小早川家文書』付録浦家文書四九号)

文禄慶長

呉・吉浦の給人・住人、それぞれ小早川・吉川の「船手衆」として、朝鮮出兵に従軍したと思われる。

倉橋島を知行していた旧呉衆(?)、山本和泉守義長、小早川隆景から軍船「宮王丸」を預かり、朝鮮出兵に従軍。(『譜録』山本藤左衛門直矩)